

社会福祉法人 日野学園  
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野学園の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下役員等という。)の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員等の報酬基準は、次のとおりにする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合はその役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(1)評議員

	日額
評議員会等への出席	10,315 円
上記の他、法人・施設業務のため出勤	20,631 円

(2)理事

	日額
理事会等への出席	10,315 円
上記の他、法人・施設業務のため出勤	20,631 円

(3)監事

	日額
理事会等への出席	10,315 円
監事監査のため出勤	20,631 円
上記の他、法人・施設業務のため出勤	20,631 円

(1)評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会等への出席	10,315 円
上記の他、法人・施設業務のため出勤	20,631 円

2 理事長の日額報酬は、20,000 円と定め、会議等の出席とは別にその出務回数に応じてこれを支給する。

3 理事長の日額報酬の上限は月額 300,000 円までとする。

(支払い)

第3条 理事長の日額報酬は当月分を翌月25日に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。役員等に対する報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。但し、理事長については、日額報酬と併せて金融機関口座に振り込みことができる。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成15年12月15日より施行する。

平成21年8月1日	一部改正
平成22年6月1日	一部改正
平成28年5月26日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和2年6月24日	一部改正 令和2年4月1日より一部改正